

# 令和6年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第4回定例会会議録目次

## 第1号（12月19日）

|   |    |
|---|----|
| 議事日程  | 1  |
| 本日の会議に付した事件   | 1  |
| 出席議員（10人）   | 1  |
| 欠席議員（なし）  | 1  |
| 説明員出席者  | 2  |
| 議会局職員出席者  | 2  |
| 開 会   | 3  |
| 会議録署名議員の指名  | 3  |
| 会期の決定   | 3  |
| 議案第8号 秦野市伊勢原市環境衛生組刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて | 3  |
| 議案第9号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正することについて                  | 3  |
| 議案第10号 令和6年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第2号）を定めることについて                | 3  |
| 議提議案第1号 秦野市伊勢原市環境衛生組合議会個人情報保護に関する条例の一部を改正することについて             | 6  |
| 一般質問  | 7  |
| 5番 阿蘇佳一議員   |    |
| 質問内容 1 可燃ごみの安定処理に向けた取組の実施状況について                               | 7  |
| 8番 安藤玄一議員   |    |
| 質問内容 1 本組合における最終処分施策の在り方について                                  | 11 |
| 2番 田中めぐみ議員  |    |
| 質問内容 1 はだのクリーンセンターにおける施設見学について                                | 15 |
| 閉 会   | 19 |
| 署名議員  | 21 |

# 令和6年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第4回定例会会議録

## 議事日程

令和6年12月19日(木) 午前9時30分

秦野市議会議場

### 第1 会期の決定

第2 議案第8号 秦野市伊勢原市環境衛生組刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて

第3 議案第9号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

第4 議案第10号 令和6年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算(第2号)を定めることについて

第5 議提議案第1号 秦野市伊勢原市環境衛生組合議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正することについて

### 第6 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第6 議事日程に同じ

---

### 出席議員(10人)

|    |      |     |       |
|----|------|-----|-------|
| 1番 | 中村英仁 | 2番  | 田中めぐみ |
| 3番 | 福森真司 | 4番  | 今井実   |
| 5番 | 阿蘇佳一 | 6番  | 今野康敏  |
| 7番 | 山田昌紀 | 8番  | 安藤玄一  |
| 9番 | 長嶋一樹 | 10番 | 川口薫   |

---

欠席議員(なし)

---

説明員出席者

|                                   |         |                                     |           |
|-----------------------------------|---------|-------------------------------------|-----------|
| 組 合 長                             | 高 橋 昌 和 | 秦 野 市<br>環 境 産 業 部 長                | 岩 渕 哲 朗   |
| 副 組 合 長                           | 萩 原 鉄 也 | 伊 勢 原 市<br>経 済 環 境 部 長              | 大 町 徹     |
| 事 務 局 長                           | 内 海 元   | 秦 野 市<br>参 事 ( 兼 )<br>環 境 資 源 対 策 長 | 鈴 木 大 二 郎 |
| (総務課)<br>総 務 課 長                  | 大 庭 孝 浩 |                                     |           |
| 庶 務 班 主 幹                         | 高 橋 淳   | 伊 勢 原 市<br>清 掃 リ サ イ ク ル 長          | 曲 本 浩 一   |
| (施設課)<br>施 設 課 長                  | 小 島 正 之 |                                     |           |
| はだのクリーン<br>セ ン タ ー<br>設 備 担 当 課 長 | 吉 江 正 範 |                                     |           |
| (工場)<br>参 事 ( 兼 ) 工 場 長           | 小 菅 賢 一 |                                     |           |
| 不 燃 ・ 粗 大 施 設<br>再 整 備 担 当 課 長    | 関 原 孝 雄 |                                     |           |
| 施 設 管 理 班 主 幹                     | 今 井 裕 之 |                                     |           |

議会局職員出席者

|                            |         |
|----------------------------|---------|
| 議 会 局 長                    | 齋 藤 雄 一 |
| 議 事 政 策 課<br>参 事 ( 兼 ) 課 長 | 上 條 秀 香 |
| 課 長 代 理 当<br>(議 事 担 当)     | 小 泉 祐 介 |
| 議 事 担 当 主<br>任 主 事         | 井 上 裕 大 |

午前10時01分 開 会

○川口 薫議長 ただいまの出席議員は10人全員の出席を得ております。

これより令和6年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第4回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 会議録署名議員の指名

○川口 薫議長 会議録署名議員の指名を行います。

この定例会の会議録署名議員は、会議規則第90条の規定に基づき、議長において今井実議員、阿蘇佳一議員を指名いたします。

---

#### 日程第1 会期の決定

○川口 薫議長 次に、日程第1 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

#### 日程第2 議案第8号 秦野市伊勢原市環境衛生組刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて

～

#### 日程第4 議案第10号 令和6年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第2号）を定めることについて

○川口 薫議長 次に、日程第2 「議案第8号・秦野市伊勢原市環境衛生組刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて」から日程第4 「議案第10号・令和6年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第2号）を定めることについて」まで、以上の3件を一括して議題といたします。

組合長から提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔組合長登壇〕

○高橋昌和組合長 本定例会に提出した諸案件について、説明をいたします。

提出案件は、条例の制定が1件、条例の一部改正が1件、補正予算が1件の合わせて3件です。

初めに、「議案第8号・秦野市伊勢原市環境衛生組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて」を説明いたします。

本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて、新たに拘禁刑が創設されることから、関係する4本の条例の一部を改正し、併せて字句の整理を行うため、整理条例を制定するものです。

なお、本条例の施行日は、令和7年6月1日といたします。

次に、「議案第9号・秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」を説明いたします。

本案は、人事院勧告等を踏まえ、次の2点を改正するものです。1点目は、本組合職員の給料月額並びに期末手当、勤勉手当及び地域手当の支給率を引き上げること、配偶者に係る扶養手当を引き下げ、その後、廃止すること、子に係る扶養手当を段階的に引き上げること、勤勉手当基礎額への扶養手当算入を廃止することです。

2点目は、再任用職員へ借家に係る住居手当を支給することです。

なお、本条例の施行日は、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給率の引上げについては公布の日から施行し、給料月額の引上げについては本年4月1日、期末手当及び勤勉手当の支給率の引上げについては本年12月1日からの適用といたします。

また、地域手当支給率の引上げ、勤勉手当基礎額への扶養手当額の算入廃止、再任用職員への住居手当の支給については、令和7年4月1日からの施行、扶養手当の見直しについては、令和7年4月1日及び令和8年4月1日からの施行といたします。

最後に、「議案第10号・令和6年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第2号）を定めることについて」を説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ344万2,000円を追加するものです。補正する歳出のうち、まず職員給与費をはじめとする人件費について説明いたします。先ほど御説明した議案第9号による条例改正並びに当初予算編成後の人事異動に伴う科目間の増減などにより、総務費の職員給与費を377万円減額し、衛生費の職員給与費に718万9,000円を追加するものです。

また、議会費の報酬では、組合議員の辞職に伴う欠員期間に応じて2万2,000円を減額し、総務費の報酬では、監査委員の出納検査出席の実績により7,000円を減額するものです。

次に、議会費の委託料では、本年8月に開催した組合議会臨時会の影響などにより、議会議事録作成委託の予算に不足が生じる見込みのため、5万2,000円を追加するものです。

以上が歳出予算の補正内容ですが、その財源については繰越金により、収支の均衡を図りました。これにより、本組合会計の歳入歳出予算の総額は32億1,571万5,000円となります。

以上で、本定例会に提出した案件の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

[組合長降壇]

○川口 薫議長 提案理由の説明は終わりました。

これより審議に入るのでありますが、議事の整理上、区分して行います。

---

日程第2 議案第8号 秦野市伊勢原市環境衛生組合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて

○川口 薫議長 まず、日程第2 「議案第8号・秦野市伊勢原市環境衛生組合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 討論なしと認めます。

議案第8号を採決いたします。

議案第8号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川口 薫議長 賛成全員であります。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第9号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

○川口 薫議長 次に、日程第3 「議案第9号・秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 討論なしと認めます。

議案第9号を採決いたします。

議案第9号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○川口 薫議長 賛成全員であります。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第10号 令和6年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算  
(第2号)を定めることについて

○川口 薫議長 次に、日程第4 「議案第10号・令和6年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算(第2号)を定めることについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 討論なしと認めます。

議案第10号を採決いたします。

議案第10号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○川口 薫議長 賛成全員であります。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議提議案第1号 秦野市伊勢原市環境衛生組合議会個人情報の保護に  
関する条例の一部を改正することについて

○川口 薫議長 次に、日程第5 「議提議案第1号 秦野市伊勢原市環境衛生組合議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正することについて」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

阿蘇佳一議員。

[阿蘇佳一議員登壇]

○5番阿蘇佳一議員 ただいま議題となりました「議提議案第1号・秦野市伊勢原市環境衛生組合議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正することについて」説明いたします。

令和4年6月17日公布の刑法等の一部を改正する法律により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて、新たに拘禁刑が創設されました。この改正に伴い、条例中で規定している懲役を拘禁刑に改正するため、秦野市伊勢原市環境衛生組合議会個人情報の保護に関する条例を改正するものです。

なお、本条例の施行日は、令和7年6月1日とします。

よろしく御審議くださるよう、お願い申し上げます。

〔阿蘇佳一議員降壇〕

○川口 薫議長 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 討論なしと認めます。

議提議案第1号を採決いたします。

議提議案第1号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川口 薫議長 賛成全員であります。

したがって、議提議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 一般質問

○川口 薫議長 次に、日程第6 「一般質問」を行います。

一般質問は、発言通告一覧表に従い、順次質問を行います。

阿蘇佳一議員。

〔阿蘇佳一議員登壇〕

○5番阿蘇佳一議員 おはようございます。再び登場させていただきまして、ありがとうございます。

秦野市選出の阿蘇佳一です。ただいま川口議長から発言の許可をいただきましたので、事前の通告に従い一般質問をいたします。

両市民の皆様の御協力により可燃ごみの減量が進み、本年3月に伊勢原清掃工場90t/日焼却施設の稼働を停止することができました。これに伴い、現在のはだのクリーンセンター1施設で可燃ごみの焼却処理が行われております。こうした1施設への移行という大きな転換点を見据え、将来にわたり安定処理が可能な体制を築き上げるため、本組合としても様々な取組を行ってきたことは承知をしております。

そこで、今回は、以前の一般質問等で説明を受けた各施策について、現在の実施状況等を伺いたいと思います。

初めに、焼却対象量削減施策についてです。この施策は、令和6年度から令和7年度にかけてはだのクリーンセンター1施設で処理可能な量を超えた分の焼却対象量を圏域外で資源化する内容であったと記憶しております。

私は、令和5年第3回定例会で、ごみ減量が順調に進んでいる当時の状況を踏まえ、この施策をどのように取り扱おうとするのか、言わば実施の必要性について質問いたしました。その際の答弁では、令和6年度の減量状況に不確かな点があることを踏まえ、可燃性粗大ごみの圏外搬出を実施するものの、その量は当初予定の半数以下に収まる見込みとのことでした。実際の搬出量や時期は、今後のごみ量推移を見極めて、適宜調節するとされていまして、焼却対象量の現状、施策の実施状況はどのようなか、お伺いしたいと思います。

二次質問は質問者席で行います。よろしくお願いいたします。

〔阿蘇佳一議員降壇〕

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 おはようございます。御質問は、大きく2点ございました。初めに、焼却対象量の現状についてお答えをいたします。

御承知のとおり焼却対象量とは、両市から搬入される可燃ごみに加え、可燃性粗大ごみ等を含む最終的に焼却処理する総量を指します。両市及び本組合では、はだのクリーンセンターで1年間に処理可能な上限量の目安となる5万6,000トン为目标に削減を進めてまいりましたが、令和5年度実績で5万4,843トンとなり、計画どおり1施設化を実現できました。

令和6年度は、伊勢原市で新たに草木類の分別収集が開始されたほか、この後に説明をいたしますが、可燃性粗大ごみを圏域外へ搬出したことなどから、11月末時点で前年同時期に比べ約887トンの減少となっています。

次に、焼却対象量の削減を図るため実施した可燃性粗大ごみ圏外搬出施策の実施状況について、お答えいたします。この施策は、令和3年度にごみ処理広域化実施計画を改定した際、1施設化の移行時期を令和5年度末に前倒しするための必要な措置と位置づけ、令和6年度から7年度までの2か年限定で実施する予定としていたものです。

ただいま御説明しましたとおり、令和5年度末時点で既に削減目標を達成しておりましたが、1施設化へ移行した直後の本年4月時点では、先の減量推移を見極めることが難しく、万全を期すため可能な限り焼却対象量を削減したいという事情がございました。加えまして、令和6年度は、はだのクリーンセンターの主要機器であるボイラー及びタービンの法定検査が同時に行われる年となります。そのため、定期修繕に伴う焼却炉の稼働停止期間が例年に比べ長くなり、事前にごみピットの貯留量を減らしておかなければ、一時的に受入れが困難となる状況も想定されました。

こうした理由により、年度当初の4月から三重県伊賀市に所在する民間資源化施設へ可燃性粗大ごみの搬出を開始したものです。その後、焼却対象量とごみピット貯留量の推移を見極めつつ、最適な終了時期を検討した結果、11月末をもって搬出を終えました。

計画段階では、2か年で約1,300トンの圏外搬出を予定しておりましたが、結果的に本年4月から11月までの8か月間となり、搬出量も約360トンに抑えることができました。

以上でございます。

○川口 薫議長 阿蘇佳一議員。

○5番阿蘇佳一議員 御答弁ありがとうございます。それでは、焼却対象量削減施策の実施状況については理解をいたしました。

当初の見込みより可燃性粗大ごみの排出量を大幅に減らせる結果となったのは、市民、事業者、そして行政が三位一体となり、精力的にごみの減量に努めた成果であると認識しております。しかしながら、かねてより申し上げておりますが、ごみの減量は未来永劫にわたり取り組むべき重要課題であります。ごみ処理行政の一翼を担う立場として、引き続き両市と連携を深めながら、積極的な行動を続けていただきたいと思います。

さて、ただいまの説明によりますと、当初、1施設化移行の期限を早めるため、2か年で1,300トンの搬出を予定していたとのことでした。いわば、多額の経費をかけたとしても、2か年前倒しによりそれを上回る経費削減効果が生まれると判断したものと推察いたします。これに関しまして、6月の第2回定例会で約6億9,000万円の効果額が生まれる見込みとの説明がありました。したがって、1施設でごみを安定的に受入れをするためという本来の目的に加え、財政面での多大な恩恵を得られたという意味でも、非常に意義のある施策であったと感じております。

そこで、財政面に着目して再度お伺いしますが、この施策による圏外搬出量は結果的に8か月間で約360トンとなり、計画段階に比べ940トン少なくなっております。これに伴い、経費は大幅に削減できたと考えますが、その削減額はどの程度か、答弁をよろしくお願い申し上げます。

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

御質問は、可燃性粗大ごみ圏外搬出施策に係る経費の削減額についてでございます。先ほど御説明しましたとおり、当初は2か年で約1,300トンの搬出を予定しておりましたが、結果的には8か月間で約360トンの搬出に抑えられました。この差額について、実際の処理単価に基づき試算いたしますと、運搬処理経費のほか搬出作業に必要な重機の借上料等を含め、1,300トンを搬出する場合は1億3,000万円程度を要したと見込まれますが、360トンとなりましたので、実績額は約3,700万円でございます。

したがって、両市民の皆様の御協力により、可燃ごみの減量が進んだ結果、排出に要した経費としては、差引き9,300万円を削減できたものと考えております。

以上です。

○川口 薫議長 阿蘇佳一議員。

○5番阿蘇佳一議員 可燃ごみの減量により、施策に係る経費を9,300万円も削減できたとのことでした。言うまでもございませんが、ごみ処理は膨大な経費がかかっております。その額は本組合の令和5年度の決算において、約20億円と示されており、市民1人当たりに換算すると、約7,800円になりま

す。両市民の皆様の御負担を可能な限り軽減すべく、今後のごみ処理を取り巻く環境の変化に応じ、適切な予算執行に努めていただきたいと思います。

さて、安全処理を継続していく上では、焼却対象量の削減はもとより焼却炉の故障等、不慮の事態に備えた対策を講じておくことが肝要であります。従来は、はだのクリーンセンターが急遽稼働を停止した場合、伊勢原清掃工場へ搬出するという手だてもあったものの、現在は外部の協力を仰ぐほかない状況です。したがって、緊急時に近隣自治体、あるいは民間施設へ搬出する方針であったかと思えます。そのため、万一圏外搬出を行う事態に陥った際の具体的な流れを想定し、円滑に遂行できるように仕組みを整えておかなければなりません。

以前の説明では、1施設化を契機にはだのクリーンセンターで効率的な圏外搬出を可能とするための設備を本年度中に設置するとのことでありました。そこで、その搬出設備の仕組みと設置効果についてお伺いをいたします。

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

御質問は、はだのクリーンセンターに設置した可燃ごみ搬出設備の仕組みと、その設置効果についてであります。

クリーンセンターで突発的な故障等が発生して長期間にわたり焼却炉が稼働を停止した場合、近隣自治体または圏域外の民間施設へ搬出せざるを得ません。しかしながら、可燃ごみは焼却灰と異なり専用の搬出設備が存在しないことから、圏外搬出する際は、一旦ごみピットに投入した後、運搬車両へ積み替える必要がございます。そのため、ごみピットに隣接したメンテナンススペース上に、すり鉢状の受け口、いわゆるホッパを設置いたしました。この場所は、もともとごみクレーンの修繕時に使用しており、天井に設けられた開口部を経由してクレーンを降ろすことができます。

したがって、緊急時に圏外搬出する際は、ピットに貯留した可燃ごみをクレーンでつかんでホッパに投入し、その下の運搬車両へ直接積み込むことができる仕組みとなっております。この設備が存在しない場合、ブルーシートを広げた床に可燃ごみを降ろしてから、重機で積み替える必要が生じます。昨年度、実際に重機を用いた積替え作業を行って検証したところ、運搬車両1台当たり2時間以上を要する結果となりました。一方、ホッパの設置後に実施した試験では、1時間弱に短縮でき、大幅な効率化が図られましたので、緊急時に円滑な圏外搬出が可能となりました。

以上でございます。

○川口 薫議長 阿蘇佳一議員。

○5番阿蘇佳一議員 ホッパの設置により緊急事態において円滑な圏外搬出が可能になったとのことですが、日々適切な修繕等を重ねていることは承知しておりますが、経年に伴い想定外の故障がいつ起こるか分かりません。加えて、近年、自然災害が頻発し、大規模地震の発生も予測されていることを踏まえると、外的な要因による事業継続上のリスクが高まっていると言えます。今後もあらゆる状況

に備えた対策を検討し、さらには故障等の未然防止に向け、徹底した維持管理を続けていただきますよう要望をいたします。

さて、最後になりますが、ただいま申し上げた想定外の故障を防ぐためには、危険物の混入防止に向けた取組も肝要です。こうした点などを踏まえ、両市を含めた3者により事業系ごみを対象とした展開検査を定期的実施していると記憶しております。適正分別を促していくためには、継続的な取組により搬入者の規範意識の向上を図ることが重要と考えます。特に近年は、リチウムイオン電池の混入により、発火事案が全国的に起こっており、ごみ収集車の火災事故も報じられていることから、本組合における展開検査の重要性は増していると感じています。

そこで、展開検査の仕組みと違反が確認された場合の指導方法や課題をお伺いいたします。

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。御質問は、展開検査の仕組みと、違反が確認された場合の指導方法や課題についてでございます。

両市を含めた3者が共同で実施している展開検査では、両市から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた許可業者がはだのクリーンセンターへ搬入した事業系ごみを対象に、危険物の混入や搬入条件に対する違反の有無等を確認しています。

具体的には、1日当たり4者程度の許可業者を選定し、対象車両が搬入しに来た際、プラットホームに可燃ごみを広げ、職員が手作業でより分けて検査を行います。違反が確認された場合の指導方法については、3者でその内容を共有した上、両市から当該事業者へ文書等で是正を促しています。

しかしながら、様々な事業所で排出されるごみが混ざった状態で搬入されますので、排出元を明確に特定できず、運搬した許可業者への指導にとどまることが多い状況です。

適正分別のさらなる徹底に向けては、大本の排出事業者へ直接指導することが重要と考えているため、効果的な手法等について3者で検討を進めてまいります。

以上でございます。

○川口 薫議長 阿蘇佳一議員。

○5番阿蘇佳一議員 それぞれ答弁ありがとうございました。

年末年始を控え、そのごみの減量にしっかりと取り組んでいただきたいと同時に、大変今いろんな事件、事故が増えております。どうか安全な対応をしていただくようお願いして終わります。ありがとうございます。

○川口 薫議長 以上で阿蘇佳一議員の一般質問を終わります。

安藤玄一議員。

〔安藤玄一議員登壇〕

○8番安藤玄一議員 伊勢原市選出の安藤玄一です。議長、発言の許可をいただき、ありがとうございます。事前の通告に従い一般質問いたします。

まず、本組合における最終処分施策の在り方について質問いたします。栗原一般廃棄物最終処分場では、本年3月に焼却灰の埋立て処分が終了しました。現在は、全量を圏域外の民間施設で排出し、資源化处理または埋立て処分が行われています。こうした全量圏外搬出の方針を定めた経緯について改めて伺いいたします。

一般的に、ごみの処理は地域内で行うことが基本とされており、これは地域の責任として自分たちのごみを自分たちで処理するという、いわゆる自区内処理の原則に基づいております。地域内での処理は、輸送に伴う環境負担の軽減や地元経済の活性化、ごみの減量化について住民の理解と協力を得やすくするためにも重要です。そのため全量圏外搬出の方針を定めた背景にはどのような事情があったのか、理解したく考えております。具体的な御回答をお願い申し上げます。

以上、壇上からとし、二次質問以降は質問者席から行いますので、よろしく伺いいたします。

〔安藤玄一議員降壇〕

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 安藤議員の御質問にお答えいたします。

本組合が焼却灰を全量圏外搬出する方針を定めた経緯についてお答えいたします。

この方針は、平成28年度にごみ処理広域化実施計画を新規策定した際、両市及び本組合の3者により検討を行い、組合議員の皆様へも報告しつつ、決定したものであります。

方針決定に至る経緯の説明に当たり、初めに自区内処理の原則という概念の成り立ちを若干説明させていただきます。この原則は、昭和40年代後半に東京23区で発生した、いわゆる「ごみ戦争」を契機に生まれたと言われております。当時の東京23区では、焼却施設の建設場所等を巡り激しい対立が起きていました。最終的に、発生したごみは発生した各区の中で、いわば自区内で処理することを確認し合い、事態が収束したとのことでございます。こうした背景の下に生まれた原則となりますので、法的な位置づけはされていませんが、社会的な合意として広く浸透し、廃棄物処理に係る基本的な考え方になっていると思います。

一方、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物の収集、運搬または処分を市町村以外の者、すなわち民間事業者等へ委託する場合の基準が示されております。加えて、施設の所在自治体へ事前に通知することなどを条件に、圏外搬出が認容されています。したがって、中間処理から最終処分まで、どの程度の範囲を自区内で行うかは、各自治体において地域ごとの事情に基づき判断されているのが実情です。

本組合としては、この原則を可能な限り尊重する必要があると認識していますが、従来から資源化の推進、ひいては国を挙げ目指している循環型社会の実現に向けて取り組むことも重要な役割であると捉えております。そのため、はだのクリーンセンターは、施設整備コンセプトの一つとして「循環型社会のシンボルとなる施設づくり」を掲げ、民間委託による焼却灰の資源化を前提に、現在の焼却方式を採用した経緯がございます。

このことから、栗原一般廃棄物最終処分場における埋立てが終了した後の最終処分施策については、クリーンセンターで発生した焼却灰を引き続き圏域外で資源化处理することを前提に検討いたしました。具体的には、自前の処分場を整備した上で焼却灰の一部を圏外搬出する場合と、整備せずに全量を圏外搬出する場合、この両条件について経済性や事業難易度など9項目にわたる多様な観点から評価を行いました。その結果、ただいま申し上げた資源化の重要性や、全量圏外搬出の方が経費を抑えられる見込みになったことなどを踏まえ、現状の方針を広域化実施計画に位置づけたものでございます。

以上です。

○川口 薫議長 安藤玄一議員。

○8番安藤玄一議員 続きまして、現状において焼却灰がどの地域でどのような方法で処理、または処分されているかについて伺います。また、それに係る経費についても、令和6年度予算を踏まえた形で御説明お願いいたします。

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

御質問は、焼却灰の搬出先と処理方法及び令和6年度予算に基づく処理経費についてでございます。

初めに申し上げますと、本来、焼却灰とは、焼却処理後に残る灰そのもので、別名「主灰」と呼ばれており、その全量を資源化しております。一方、排ガス中に含まれる微細な「飛灰」は、処理工程の複雑さから処理施設側の受入れ制限が厳しいため、埋立ても行っております。

こうした状況を踏まえまして御説明をいたします。まず、資源化处理については、主灰の全量と飛灰の一部を全国6か所の民間施設へ搬出をしています。具体的な所在地は、茨城、栃木、群馬、埼玉、愛知及び大分の各県でございます。これらの施設における処理方法は、溶融、焼成及びセメント原料化に分けられています。最も多いのは6か所中4か所が該当する溶融となり、高温で焼却灰を溶かした後に冷却して固めます。このように作られた溶融スラグは、道路の路盤材など建設資材等に活用されています。

そのほか焼成は、焼却灰を高温で焼き固めて人工砂に加工した後、同じく建設資材等に活用されており、またセメント原料化は、セメント原料の一部として混ぜ込まれています。

なお、埋立処分については、残りの飛灰を秋田、山形及び長野の各県に所在する民間処分場へ搬出しています。

こうした最終処分経費については、令和6年度予算において資源化处理が予定数量5,280トンに対し約3億2,700万円、埋立処分が570トンに対し約2,200万円となっており、合計で約3億4,900万円を計上しております。

以上です。

○川口 薫議長 安藤玄一議員。

○8番安藤玄一議員 焼却灰の埋立てが終了し、現在は地域外の民間施設へ搬出しているという点について、これまでの経緯は理解いたしました。

しかし、議会議員として10年後、20年後の未来のごみ処理についても考えなければなりません。圏域外での受入れ費用が将来的に高騰する可能性は否定できません。さらに、秦野市も伊勢原市も市街化率は約20%であり、残りの8割が山林や農地となっております。このような条件下で自区内処理ができないのであれば、全国の自治体のほとんどが圏域外に処理を依存せざるを得なくなるでしょう。

もちろんすぐに対応を求めるつもりはありません。しかし、目をつぶるのは簡単ですが、その分市民の負担となる税金が増加する可能性があります。我々議員は、市民の代表として全市民に説明責任を果たし、納得いただける施策を進める責務があります。

このような観点から、本組合として今後の自区内処理の可能性についてどのように考えているのか、改めて伺います。

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

御質問は、本組合の最終処分施策における将来的な自区内処理の可能性についてでございます。全量圏外搬出に当たっては価格高騰も想定されますが、資源化の重要性を踏まえ、引き続き両市とごみの減量・適正分別を推進し、焼却灰の発生量を抑えることで、経費の削減に努めてまいります。

また、今後、3者で将来的な最終処分施策を検討する際は、自区内処理の可能性についても研究課題の一つとし、最終処分場に適した用地の有無や、整備する場合の経済性等を見極めたいと考えております。

以上です。

○川口 薫議長 安藤玄一議員。

○8番安藤玄一議員 資源化処理の社会的意義については十分理解しております。しかし、もし本組合がこの方針を今後も維持していくのであれば、資源化施設を圏域内に誘致する方法もあるのではないのでしょうか。この取組は、地域の産業振興や雇用創出にもつながり、自区内処理の原則にも合致するものと考えますが、本組合としての考えを伺います。

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

御質問は、資源化施設を圏域内に誘致することに対する考え方についてでございます。一般的な観点からは、圏域内に資源化施設が整備された場合、御質問の産業振興や雇用創出など地域経済の活性化に加え、中間処理施設においても運搬時間の短縮や、それに伴う処理経費の削減等、様々な効果が見込まれます。

しかしながら、民間事業者が収益化を図り、経営を続けるためには、相当量の焼却灰を受け入れて処理する必要があると考えられます。例えばはだのクリーンセンターで1日に発生する焼却灰は20ト

ン程度であるのに対し、本組合が圏外搬出している資源化施設は、いずれも日量100トン以上の規模で処理をしています。したがって、他自治体で発生した焼却灰も受け入れすることが前提になると考えられますが、その判断は所在自治体が行いますので、まずは両市でこれを許容しなければ誘致は難しいと思われま

す。さらには、処理水の排出先や焼却灰の運搬経路などを考慮した立地面での条件もございます。資源化施設の誘致につきましては、自区内処理の原則に合致する一方で、こうした様々な課題が存在することを念頭に置き、両市における政策的な判断の下に検討すべき事柄と考えております。

以上でございます。

○川口 薫議長 安藤玄一議員。

○8番安藤玄一議員 最後に意見を述べます。まず、本組合における焼却灰の圏外処理について、これまでの経緯、現状を伺い理解を深めることができました。資源化施設の導入については、秦野、伊勢原両市の施策的な考え方や立地条件等の制約が大きく影響することも改めて認識しました。

誰しも自分の地域に最終処分場が設置されることは抵抗があるかもしれません。しかし、圏外処理を選択すれば全てが解決するというわけでもありません。むしろ圏外処理に莫大な税金を投じる現状を考えると、その資金を最終処分場を受け入れる地域に還元するほうが、持続可能で良好な環境を生む可能性もあると考えます。

また、地域内で処理を行うことによって、ごみの減量化への意識が高まることも期待されます。自らが排出するごみの処理現場を意識することで、住民の皆さんにとっても責任感が芽生え、地域全体でごみの減量に向けた具体的な行動が促進されるかもしれません。

私たちが目指すべきは、持続可能な循環型社会の実現です。そのためには、地域内での資源化の推進やごみの減量に取り組み、焼却灰の発生量を抑える努力が欠かせません。圏外処理に頼るだけでなく、地域全体でごみ処理に向き合う姿勢を示すことも重要かと思えます。目を背けたくない内容であっても議論に蓋はせず、10年、20年先の未来を見据えた建設的な議論を進めるべきだと考えます。

今後も両市と協力しながら、現行の方針の課題を検証しつつ、最終処分施策について研究と議論を深めていくことを強く望みます。そして、市民の皆様にご納得いただける形で、持続可能な施策を進めてまいりたいと思えます。

以上です。ありがとうございました。

○川口 薫議長 以上で安藤玄一議員の一般質問を終わります。

田中めぐみ議員。

〔田中めぐみ議員登壇〕

○2番田中めぐみ議員 秦野市選出の田中めぐみです。ただいま川口議長から発言の許可をいただきましたので、発言通告に従い一般質問いたします。

私は本年1月に実施された組合議会の視察で、愛知県武豊町にあるごみ処理施設を見学しました。

そちらの施設では、廃棄された木材を活用したおもちゃづくりや、環境を思いやりながら料理をするエコクッキングなど体験型のイベントが行われているとのことでした。また、ごみ処理施設で火災の原因になるおそれのあるリチウムイオン電池を手作業で選別している光景も印象に残りました。

この視察を通じて、施設見学は環境問題を市民がより身近なものと感じるために重要な取組であると改めて思いました。同様に、はだのクリーンセンターで開催されている施設見学もごみの削減や適正分別の徹底、3Rの推進などに向けた環境学習、あるいは周知啓発を行う重要な機会です。

こうした点を踏まえますと、本組合としても他自治体の事例等を参考に、少しでも多くの方に施設を訪れていただけるよう効果的な手法を検討する必要があると考えます。

そこで、まずはだのクリーンセンターにおける施設見学の受入れ体制と、竣工から現在までの見学者数はどのようなか、御答弁をお願いします。

二次質問以降は質問者席で行います。よろしくをお願いします。

〔田中めぐみ議員降壇〕

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 田中議員の御質問にお答えをいたします。

まず、はだのクリーンセンターにおける施設見学の受入れ体制についてお答えします。まずは、電話等によるお申込みをいただいた場合、土日または祝日を除き毎日受入れをしております。そのほか、不定期ではありますが、年に1回から2回程度、公募型のイベントを開催しております。なお、案内役としては本組合の正規職員に加え、会計年度任用職員を任用し、日常業務に支障が生じない範囲で最大限受入れできるよう対応しております。

次に、竣工から現在までの見学者数については、はだのクリーンセンターの竣工後、見学の受入れを開始した平成25年度から現在までの累計で2万5,000人を超える方々にお越しいただいております。参加者は、主に学校や自治会等のグループが中心です。これまでの年間受入れ実績は、平成27年度までの当初3年間は3,000人台、平成28年度から令和元年度までは2,000人台で推移していました。しかしながら、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令により、一時的に見学の受入れを制限したことが影響し、547人と大きく落ち込みました。その後は、制限を段階的に緩和したことで、令和3年度は957人、令和4年度は852人、令和5年度は1,377人と回復傾向にあります。本年度は、11月末時点で1,228人となっており、既に前年度の年間見学者数に迫っていますが、コロナ禍前の令和元年度と比較すると半数程度にとどまる見込みです。

以上でございます。

○川口 薫議長 田中めぐみ議員。

○2番田中めぐみ議員 御答弁ありがとうございました。施設見学の受入れは基本平日のみで、見学者の内訳としては、学校や自治会等グループでの参加が多いとのことでした。その中でも特に学校からの見学は、次世代を担う子供たちのごみ処理問題等に対する意識向上を図るよい機会になると思

ます。そこで、施設見学について学校からの受入れ状況をお伺いします。

また、先ほど見学者数が回復傾向にある一方で、コロナ禍前に比べると半数程度にとどまっているとの御答弁がありました。見学者数の増加に向けては申込みを待つといった受け身の姿勢ではなく、積極的に参加を呼びかける公募型のイベントを開催する必要があると考えます。年に1回から2回程度、公募型のイベントを開催しているとのことですが、直近の実施状況と併せて御答弁をお願いします。

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

まず、学校からの受入れ状況については、主に両市内の小学校4年生における校外学習の一環として、施設見学を受け入れています。令和5年度実績では、秦野市が13校中6校、伊勢原市が10校中4校、そのほか両市の県立支援学校も受け入れし、合計815人の児童生徒たちが来場しました。

また、令和6年11月末時点での実績では、秦野市が13校中4校、伊勢原市が10校中5校、そのほか秦野市の県立支援学校も受け入れし、合計806人となっておりますので、最終的には昨年度と同程度になると見込んでいます。

次に、公募型のイベントの実施状況については、小学校が夏季休暇中の8月に、親子での参加を呼びかける「夏休み親子見学会」を開催しています。本年度は8月1日と13日の2日間に分けて実施し、合計94人の方々に御参加いただきました。

そのほか、平日では参加が難しい方々を考慮し、不定期となりますが、休日に公募型のイベントを実施しています。直近では、本年1月27日日曜日にごみ処理博士に扮した職員がユーモアあふれる語り口で施設を紹介する「クリセンわくわく探検ツアー」を初開催したところ、予想を上回る106人の参加があり、盛況のうちに終えることができました。

なお、本年度も年明けの1月26日日曜日に同様のイベント開催を企画しており、近々本組合のホームページや両市広報紙に案内記事を掲載して募集を開始する予定です。今回もより多くの方々に楽しみながら学んでいただけるよう、工夫を凝らしつつ準備を進めております。

以上でございます。

○川口 薫議長 田中めぐみ議員。

○2番田中めぐみ議員 ありがとうございました。現状、両市にある小学校のうちの約半分ぐらいの学校から参加しているということだったのですが、もう少し多くの学校から参加していただけるように取り組んでいただきたいと思います。

また、今後は学校も含めさらに多くの方に訪れていただくために、引き続き積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、来月に予定されている公募型イベントについては、楽しみながら学ぶことのできる内容にするとの思いが述べられていました。参加者にとって有意義な経験の場にして、今後の施設見学がより充実したものになることを期待しています。

現状で取り組むべき課題は、1 施設化に伴うごみの削減の必要性や適正分別の徹底、環境問題等を啓発するため、幅広い層の方々にアプローチしていくことだと考えます。そのため施設見学に来ていただける機会自体を増やすことで、多くの市民に興味や関心を持ってもらう必要があると考えます。

そこで、より多くの方々に施設へ訪れていただけるよう、土日や祝日など休日にも見学を受け入れていただきたいと考えますが、いかがでしょうか、御答弁をお願いします。

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

御質問は、休日に施設見学を受け入れすることに対する見解についてでございます。現状の人員体制を踏まえると、毎週の受入れは難しいと考えておりますけれども、本組合としても施設見学の機会を増やしていくことは重要な課題であると認識をしています。そのため、市民の皆様の御要望に可能な限り対応できるよう、最適な受入れ頻度等について検討を進めてまいります。

以上です。

○川口 薫議長 田中めぐみ議員。

○2 番田中めぐみ議員 御答弁ありがとうございました。休日における施設見学の受入れについては、日常業務に支障を生じさせない範囲でぜひ前向きな検討をお願いします。

先ほども申し上げましたが、施設見学は単に施設やごみ処理の仕組みを紹介するだけの場にとどまらず、ごみ処理の現場を実際見て学び、自分が排出しているごみの存在をより身近なものに感じることができる貴重な環境学習の機会であると考えます。

そこで、お伺いいたします。今後、施設見学を通じて市民へどのようなことを訴えていくのか、御答弁をお願いします。

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

御質問は、施設見学を通じて本組合が市民の皆様へ訴えかけていく内容についてでございます。まずは、施設の稼働状況やごみ処理行政を取り巻く課題に加え、循環型社会の形成に向けたごみの減量・資源化の重要性と、日常生活で実践可能な取組等について、引き続き周知啓発を図ってまいります。

その効果は、参加者本人にとどまらず、施設見学で学んだことを各家庭に持ち帰っていただき、家族や友人へ伝えていただくことで、地域全体へ波及していくものと考えられます。

また、はだのクリーンセンターは、ごみ焼却に伴う熱エネルギーを活用したバイオマス発電施設として、地球温暖化対策の一環である二酸化炭素の削減に寄与しております。SDGsの達成に向けた機運が高まる中、こうしたごみ処理施設における取組も積極的にPRし、環境問題について考える時間を提供したいと考えています。

以上でございます。

○川口 薫議長 田中めぐみ議員。

○2 番田中めぐみ議員 ありがとうございます。熱心に周知啓発を重ねていけば、時間がかかっても施設見学の効果は生まれると考えます。特に子供たちは、自宅に帰ってから家族へ今日の出来事を伝えますので、家庭全体での意識向上につながります。

また、施設見学を通じて身近なごみの分別から社会全体に関わる環境問題まで幅広いことに触れて考えてもらいたいと思います。そのために先ほど要望させていただいた施設見学の機会を増やすことに加え、子供たちの心に残るよう体験や製作の機会を取り入れるなど、工夫を凝らして今後取り組んでいただければと思います。例えば簡単なものでもよいので製作したものや、記念になるようなものを持ち帰っていただければ、より印象に残ると思います。

さらに、1回見学したら終わりではなく、気軽に見学しに行きたくなるような、市民にとって親しみのある身近な施設になることを期待し、この質問を終わります。ありがとうございました。

○川口 薫議長 以上で田中めぐみ議員の一般質問を終わります。

これで「一般質問」を終わります。

---

○川口 薫議長 以上で、この定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで令和6年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第4回定例会を閉会いたします。

午前10時57分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会

議 長 川 口 薫

会議録署名議員 今 井 実

会議録署名議員 阿 蘇 佳 一